

所管部課		行政管理部 課税課		部長	矢吹 勇一	
件名		東大和市税条例の一部を改正する条例の専決処分について				
		区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>令和8年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>なお、この条例の改正は、令和8年4月1日に施行する必要があるため、地方税法等の一部を改正する法律が議会閉会後の令和8年3月31日に公布される予定で、議会の招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の整備 ・固定資産税の特例措置に係る規定の整備 <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和8年3月23日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和8年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長から市議会に対して説明。</p> <p>令和8年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律 公布 総務課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>地方自治法第179条第3項の規定に基づき、次の市議会において専決処分の報告をし、承認を受けることとしたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>						